平成26年度低炭素型3R技術・システム実証事業 募集要領

平成26年6月 環境省リサイクル推進室

1. 事業の目的

我が国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、循環型社会形成推進基本法に基づく3Rの取組進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備、国民の意識の向上等が行われ、総合的かつ計画的に取組が進められています。その結果、最終処分量の大幅削減が実現しており、今後は天然資源の投入量の抑制や有用金属のリサイクルによる資源確保など、循環の質にも着目した取組を進めていくことが求められています。

例えば、リサイクルより優先順位の高い2R (リデュース・リユース)の取組や、レアメタル等の有用金属の回収、水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進は、廃棄物の減量に資するだけでなく、天然資源の消費を抑制するものですが、現時点では十分に行われているとは言えません。また、これらの取組は CO2 排出削減やコストダウンにも資する可能性がある一方、その実現可能性や削減効果については十分な検証がなされていません。

加えて、地球温暖化問題などを背景に、製品の軽量化など性能が著しく向上し、新素材・技術等が用いられるなど、リサイクルを取り巻く環境は一層複雑化しています。事業性が高く実効性のある取組を進めるためには、関連事業者の連携や、集約化によるスケールメリットを働かせることが重要と考えられます。

そこで、環境省では、循環型社会と低炭素社会の統合的実現のため、CO2排出削減が期待できる「低炭素型3R技術・システム」の普及拡大に向けて有効性を検証することを目的とした実証事業の公募を行います。

2. 実施対象事業

対象となる事業は、次の(1)及び(2)のいずれにも合致する、<u>自動車、容器包</u>装廃棄物の3Rの進展に資する事業です。

(1) 事業の内容

次の①~③のいずれにも該当し、具体的課題を設定し、課題の解決に向けた実証的な取組であること。また、実証にあたっては、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則から見た事業の有効性、エネルギー削減効果、CO2 排出量削減効果その他の環境負荷低減効果の検証を行うものであり、また、経済的及び技術的側面から見た事業の実現可能性を検証するものであること。

① 次のa) ~ c) のいずれかの観点からエネルギー起源CO2 削減に資する取組であること。

- a) 製品の使用の抑制、長期間の使用、又は再使用を行うことにより製品製造が 代替されることに伴うエネルギー使用量の削減
- b) リサイクル材の利用により天然資源が代替されることに伴うエネルギー使用 量の削減
- c) 輸送・破砕・選別工程の高効率化その他リサイクルプロセスの改善によるエネルギー使用量の削減
- ② 次のa) ~ d) のいずれかのテーマに関連する取組であること。
 - a) 製品の2R (リデュース、リユース) の促進
 - b) 自動車又は自動車部品に含有されるレアメタル等有用金属、ガラス、プラス チックの事前選別、高度選別等によるリサイクルの促進
 - c) 鉄スクラップ等を自動車部品等の製品に活用するアップグレード・水平リサイクルの促進
 - d) プラスチック製容器包装等の高度選別・再商品化の促進
- ③ リサイクル業者に加え、製品製造業者、原材料製造業者、小売業者、整備業者等の製品の製造、流通、使用に関連する事業者が広域的に連携しているもので、 実証の結果、業界への波及効果により全体で低炭素型3R技術・システムの導入が促進される可能性があること。

(2) 事業実施者

次の①及び②のいずれにも該当すること。

- ① 申請者が、日本国において登記された法人であること。
- ② リサイクルに関連する複数の業種(製品製造業者、原材料製造業者、小売業者、整備業者等)の事業者又は事業者団体が広域的に連携していること。

3. 事業費及び採択件数

実施事業の事業費については、以下のとおりとします。具体的な対象経費については、7.(2)を参照してください。

- (1) 事業費の対象
 - ①事業の詳細計画の策定に要する費用
- ②事業の実施に必要な費用のうち、通常の製造・リサイクル工程等に比べて追加的 に生じる費用
- ③ 事業の実施に必要な事前調査、情報収集、分析調査、原材料調達、設備又はシステムのリース等に要する費用
- ④事業の実施に当たり必要となる広報に要する費用

(2) 事業費と採択件数

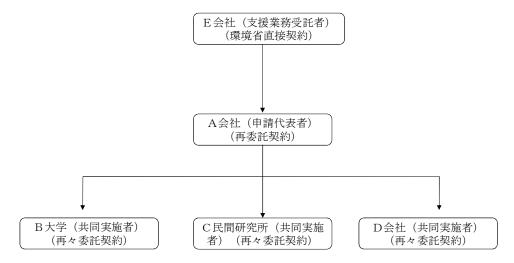
事業費及び採択件数は、2.(1)②のテーマ毎に設定し、下記のとおりとする予定です。

- 2. (1) ② a) 1 事業当たり 2,000 万円程度(税込)を上限とし 2 件程度
- 2. (1) ② b) 1 事業当たり 3,000 万円程度(税込)を上限とし 2 件程度
- 2. (1)② c) 及び d) 1事業当たり 7,000 万円程度(税込)を上限とし 2 件程度

4. 留意事項

(1) 申請者及び契約方法

申請は、2.(2)の共同事業実施者のうち、全体の取りまとめを行う者として 1者が代表して行うこととします。申請者は、事業の実施に当たり、環境省が別途 選定する「平成26年度低炭素型3R技術・システム実証事業展開支援委託業務」 の受託者(以下「受託者」という。)との再委託契約の相手方となります。また、 事業の共同実施者とは、申請代表者が再々委託契約を締結します。



(2)業務実施期間

原則として、事業採択後の契約締結日から平成27年2月28日までとします。 ただし、事業の内容や進捗状況に応じて業務期間終了時期を前倒しすることが可能 です。

5. 選考

(1) 選考方法

環境省において事前審査(書類審査)を行った上で、有識者で構成される低炭素型3R技術・システム事業評価検討会(以下「評価検討会」という。)において申請者からヒアリングを行い、採択事業を決定します。

(2) 選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。詳細は別添をご覧ください。

- ①課題設定の妥当性
- ②事業における環境影響改善効果の評価方法

- ③実現した場合の環境影響改善効果の見込み
- ④事業の連携性
- ⑤事業終了後の展開可能性
- ⑥事業計画の具体性・実現可能性

(3) 選考結果

選考結果は、平成26年7月中旬頃(予定)に電子メールにて連絡します。 なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。また、採択され た事業については、実施者名、事業概要などを公表しますので、あらかじめご了承 ください。

6. 応募方法

(1) 応募方法

申請書様式に必要事項を記入の上、申請書一式(正本1部、副本8部、添付資料2部)を同封し、以下の提出先まで郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)又は持参してください。郵送する場合は、包装の表に「低炭素型3R技術・システム事業申請書在中」と明記してください。

なお、応募先への電子メール、ファクシミリでの応募は受け付けません。また、 提出された申請書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 申請書提出先

環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

担当:佐藤、山口

住所:〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

(3)申請書受付期間

平成26年6月5日(木)~6月30日(月)17時(必着)

(4) 公募に関する質問

任意様式にて、法人名、質問内容、担当者名、連絡先(電話番号、E-mail、FAX番号)を記載の上、件名を「【質問】低炭素型3R技術・システム実証事業」として、以下の提出先まで、E-mail 又はFAXにて提出してください。質問への回答は、提出者へE-mail 又はFAXにより行います。

質問提出先

E-mail:hairi-recycle@env.go.jp

FAX: 03-3593-8262

質問受付期間

平成26年6月5日(木)~6月11日(水)17時(必着)

7. 注意事項

(1) 契約の形態、金額等

契約の形態は、環境省が別途事業発注する「低炭素型3R技術・システム実証事業展開支援委託業務」の受託者との再委託契約となります。契約金額については、「低炭素型3R技術・システム実証事業展開支援委託業務」の事業終了後の支払いとなります。

3. (2) において1事業当たりの上限を定めていますが、具体的な金額については、再委託契約の手続段階で、事業計画を精査の上決定します。また、評価検討会による審査の結果、事業の熟度や具体性に応じて減額される場合もあります。したがって、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。

(2) 対象経費

応募に当たっては、以下の費目に基づいた支出計画を提出してください。なお、対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって以下の費目に該当するものです。また、下表に示した費目に該当しない経費は対象となりません。

見積りに基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の 対象としますので、ご留意ください。

なお、費目については下表のとおり分類してください。

費目	内容		
人件費	本事業実施のために必要な人件費に限る。例えば、資料整理		
	作業員等の単純労務に服する者に対する賃金がこれに当		
	る。通常のリサイクル工程に比べて追加的に生ずる作業のみ		
	に係る人件費を対象とする。		
旅費	本事業に係る現地調査や会合、シンポジウム開催のために関		
	係者が出張する際に必要となる旅費。単価等は「国家公務員		
	等の旅費に関する法律」に準ずること。		
物品費	事業の実施に直接必要な文献図書、消耗品等の購入に直接		
	要する経費。リース可能なものはリースにより対応するこ		
	と。		
印刷製本費	本事業の成果報告書、会合資料、シンポジウム、広報資料等		
	の印刷、製本に要する経費。		
通信運搬費	本事業の直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話		
	料等。		
借料及び損料	会場借料及び損料、器具機材・設備借料及び損料、物品等使		
	用料等。		
会議費	事業調整に必要な会合等を行う際の飲食料等の経費。会議に		
	使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印		
	刷製本費、借料及び損料に計上してください。		
通訳・翻訳料	海外調査時における通訳や海外文献の翻訳料。		

試料分析費	廃棄物の組成・性状等を調査するための経費。外部分析機関	
	等への委託料はこれにあたる。	
パイロット試験材料費	パイロット試験を実施するために必要な材料の購入に直接	
	要する経費。	
外注費	本事業の業務の一部を委託することに要する経費であって、	
	他に掲げられた経費以外のもの。連携する事業実施者のう	
	ち、環境省との契約相手方となる者以外の事業実施者へ事業	
	の一部を委託して行うための費用等はこれに当たる。	
その他一般管理費	上記各費用から外注費を除いた合計額の 15%以下の費用で	
	あって、その他事業の実施のために必要な費用。	

※設備の購入費、改良費等の資産を形成する経費及び本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません。

(3) 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合は、事業内容の詳細について打ち合わせた上で、環境省が別途 選定する、低炭素型3R技術・システム実証事業展開支援委託業務の受託者と 再委託契約を締結します。その際、契約関係書類が別途必要となりますので、 担当官及び受託者の指示に従って速やかに書類の準備をお願いします。
- ② 各採択事業は、受託者との再委託契約の下、採択事業の提案者が主体的に事業を実施していただくことになりますが、受託者において採択事業の進捗管理並びに各採択事業の実施に係る CO2 削減効果等の環境負荷低減効果及び経済的及び技術的側面から見た事業の実現可能性を第 3 者的に評価・検証することとなっています。そのため、事業計画に基づく事業の適切な実施並びに環境負荷低減効果及び事業の実現可能性の算定・評価に必要な範囲において、採択された事業の提案者は、受託者の指示に基づき、事業の進捗状況の報告、資料の作成・提出、評価検討会への出席及び最終報告(口頭)、並びに成果報告書の提出等を行っていただくこととなりますので、ご了知ください。
- ③ また、環境省が事業発注する委託業務の再委託契約であるため、事業終了後、 経費算出の根拠資料等を申請者から支援委託業務の受託者宛に提出して頂き、 『環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針』において示す経理処 理に準じた精算の上、支払額が確定することになります。
- ④ 『環境省における委託業務経費の算出に関する基本方針』 <http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_03.html>
- ⑤ 事業の終了後であっても、事業の成果のフォローアップ等のため、その後の進 捗等について報告を依頼する場合がありますので、その際はご協力をお願いし ます。

(4) 成果の公表

採択した事業の報告書は、環境省が公表します。

8. 著作権等の扱い

- (1) 本事業の報告書に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び 所有権(以下「著作権等」という。) は、環境省が保有するものとします。
- (2)本事業の報告書に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとします。
- (3)納入される報告書に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。

(別添) 平成26年度自動車分野に関する低炭素型3R技術・システム実証事業評価基準表

評価項目	評価の観点	得点配分 (係数)
① 課題設定の妥当性	提案された事業の実施によって解決しようとする具体的な課題が示されているか。また、示された課題が現在の3R 推進の実情に照らして妥当なものか。	15 (3)
②事業における環境改 善効果の評価方法	提案された事業の実施によって実現される循環資源の循環的な利用の促進効果、エネルギー削減効果、及び CO2 排出量の削減効果その他の環境 影響の低減効果に係る評価方法が具体的に示されているか。	10 (2)
③実現した場合の環境 改善効果の見込み	提案された事業が実現・展開した場合、国内外の循環資源の循環的な利用の促進又は CO2 排出量の削減その他の環境影響の低減が見込まれると言えるか。	20 (4)
④事業の連携性	提案された事業の内容が、リサイクル 業者、製品製造業者、原材料製造業者、 小売業者、整備業者等の複数の事業者 が広域的に連携しているもので、業界 全体への波及効果が期待されるもの であるか。	15 (3)
⑤事業終了後の展開可 能性	提案された事業の内容が、経済的及び 技術的側面から見て波及効果、将来的 展開の可能性が高いといえるか。	20 (4)
⑥事業計画の具体性・ 実現可能性	提案された事業の計画が具体的かつ 実施可能なものであるか。	20 (4)
合計		1 0 0

採点は各項目につき、優:5点、良:3点、可:1点、不可0点、の4段階評価とし、 各項目の点数に係数を乗じて得点を算出する。満点は100点とする。